

新潟市令和6年能登半島地震により被災した  
農地・農業用施設災害復旧事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、令和6年能登半島地震により被災を受けた農地及び農業用施設のうち、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号。以下「暫定法」という。）及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）による補助を受けて復旧事業を行い、もって農業生産活動の維持を図り、併せて農業経営の安定に寄与することを目的として、予算の範囲内において補助金を交付することについて、新潟市補助金等交付規則（平成16年3月30日規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助対象及び補助率等)

第2条 この要綱により補助金の交付を受けることのできる対象の事業は、被災所在地が市内にあるもので、暫定法及び激甚法による補助を受けて農地及び農業用施設を復旧する事業（以下「農地・農業用施設災害復旧事業」という。）とし、補助率等については別表に定めるものとする。

(補助事業対象者)

第3条 この要綱により補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 土地改良区（連合）
- (2) 農業協同組合（連合）
- (3) 農家組合、水利組合及び共同施行者
- (4) その他市長が特に必要と認めた者

(補助金の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 農地・農業用施設災害復旧事業の交付申請の写し
- (2) 農地・農業用施設災害復旧事業の交付決定通知の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前条（1）及び（2）を除く者が補助事業者となる場合は、団体の構成員である被災農業者から交付申請手続き及び補助金の受領に係る事務を行うことの委任を受けた報告書

(別記様式第 2 号) を申請書に添えて市長に提出するものとする。

(交付の決定及び通知)

第 5 条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、規則第 7 条の規定により、補助金を交付するか否かを決定し、その旨を速やかに補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第 3 号）により、補助事業者に通知するものとする。

(計画変更の承認等)

第 6 条 補助事業者は、規則第 10 条第 1 項本文の規定により、計画の変更（軽微な変更を除く）をしようとするときは、速やかに補助事業変更申請書（別記様式第 4 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、市長の承認を得なければならない。

(1) 農地・農業用施設災害復旧事業の変更計画概要書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 施行箇所ごとの工種の全部若しくは一部の変更又は廃止

(2) 施行箇所ごとの工種別の事業量が 30 パーセントを超える増減

(3) 施行箇所ごとの工種別の工事費が 30 パーセントに相当する額を超える増減であつて、かつ、当該増減の額が 300 万円を超えるもの

(4) 施行箇所ごとに工事雑費又は事務雑費への流用による工事費の減額

3 市長は、規則第 10 条第 2 項の規定による承認をした場合は、補助金交付決定変更通知書（別記様式第 5 号）により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第 6 条 補助事業者は、農地・農業用施設災害復旧事業が完了したときは、補助事業実績報告書（別記様式第 6 号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 農地・農業用施設災害復旧事業の事業成績書の写し

(2) 農地・農業用施設災害復旧事業の収支清算書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書の提出時期は、農地・農業用施設災害復旧事業が完了した日から 30 日以内又は交付の決定のあった年度の 3 月 31 日のいずれか早い期日までとする。ただし、市長が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

(額の確定等)

第 7 条 市長は、前条の規定により実績報告書を受けた場合においては、規則第 14 条の規定により、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助金確定通知書（別記様式第 7 号）

により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第8条 補助金の支払いは、規則及び新潟市財務規則(昭和39年4月1日規則第12号)の規定に基づき、概算払いができるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日及び適用)

1 この要綱は、令和6年3月27日から施行し、令和6年5月31日までに被害報告のあったものについて適用する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、効力を失う。

別表（第2条関係）

補助対象経費、補助率

補助対象経費	補助率
令和6年能登半島地震により被災を受けた農地及び農業用施設のうち、農地・農業用施設災害復旧事業の補助額を控除した額で市長が適当と認めるもの	10/10 (ただし、補助金の額は、1,000円未満切り捨てとする。)

別記様式第1号（第4条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 住所  
氏名  
代表  
電話番号

補助金交付申請書

新潟市令和6年能登半島地震により被災した農地・農業用施設災害復旧事業費補助金の  
交付を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- |               |                             |
|---------------|-----------------------------|
| 1 補助事業の名称     | 農地・農業用施設災害復旧事業費補助金          |
| 2 補助対象経費（事業費） | _____円                      |
| 3 交付申請額       | _____円                      |
| 4 事業の着手年月日    | 年 月 日                       |
| 5 事業の完了年月日    | 年 月 日                       |
| 6 情報の公表の方法等   |                             |
| 7 添付書類        |                             |
|               | （1）農地・農業用施設災害復旧事業の交付申請の写し   |
|               | （2）農地・農業用施設災害復旧事業の交付決定通知の写し |

別記様式第2号（第4条関係）

報 告 書

年 月 日

（宛先）新潟市長

住 所	氏 名
	印
	印
	印
	印
	印
	印
	印
	印
	印
	印

令和6年能登半島地震により被災した農地・農業用施設災害復旧事業費補助金の交付申請手続き及び補助金の受領に係る事務について、下記の者が代表として行うことを委任しましたので報告します。

記

申請者 住所（団体にあつては所在地）

氏名（団体にあつては名称及び代表者の氏名）

別記様式第3号（第5条関係）

新 第 号  
年 月 日

様

新潟市長 印  
（担当： ）

補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった新潟市令和6年能登半島地震により被災した農地・農業用施設災害復旧事業費補助金については、次のとおり交付（不交付）の決定をしたので通知します。

記

- 1 補助事業の名称  
農地・農業用施設災害復旧事業費補助金
- 2 交付決定額（不交付の理由）

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 住所  
氏名  
代表  
電話番号

補助事業変更申請書

年 月 日付け新 第 号で新潟市令和6年能登半島地震により被災した農地・農業用施設災害復旧事業費補助金の交付決定のあった事業について、次のとおり変更したいので、申請します。

記

1 事業の名称  
農地・農業用施設災害復旧事業費補助金

2 変更の内容

変更前	変更後

3 変更の理由

4 変更補助対象経費（事業費） \_\_\_\_\_ 円

5 変更交付申請額 \_\_\_\_\_ 円



別記様式第5号（第6条関係）

新 第 号  
年 月 日

様

新潟市長 印  
(担当: )

補助金交付決定変更通知書

年 月 日付け新 第 号で交付決定した新潟市令和6年能登半島地震により被災した農地・農業用施設災害復旧事業費補助金については、次のとおり変更したので通知します。

記

1 事業の名称  
農地・農業用施設災害復旧事業費補助金

2 既交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

3 変更交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

4 変更事項

変更前	変更後

5 変更理由

（宛先）新潟市長

補助事業者 住所  
氏名  
代表  
電話番号

補助事業実績報告書

年 月 日付け新 第 号で新潟市令和6年能登半島地震により被災した農地・農業用施設災害復旧事業費補助金の交付決定のあった事業が完了したので、次のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称 農地・農業用施設災害復旧事業費補助金
- 2 交付決定額                                 円
- 3 補助事業完了月日 年 月 日
- 4 補助事業の成果
- 5 情報の公表の状況
- 6 添付書類
  - （1）農地・農業用施設災害復旧事業の事業成績書の写し
  - （2）農地・農業用施設災害復旧事業の収支清算書の写し

別記様式第7号（第7条関係）

新 第 号  
年 月 日

様

新潟市長 印  
(担当: )

補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった事業に対する補助金の額について、次のとおり確定したので通知します。

記

1 交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

2 確定額 \_\_\_\_\_ 円